

令和 6 年 6 月 27 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01226

研究課題名（和文）グローバル法過程における日本法の位相解明と英語による日本法表現・発信に関する研究

研究課題名（英文）Study on Global Communication on Japanese Law in English

研究代表者

佐藤 信行（SATO, NOBUYUKI）

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：40274948

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：グローバル化の中、国際コミュニケーション言語たる英語での日本法情報発信が重要となっている。他方、法は言語で記述され、記述言語と法は共に発展する。英語は英米法系の法制度と深く結合しており、大陸法を基底とする日本法の英語での発信には、法文化の多様性を踏まえた研究と工夫が必要となる。

本研究では、英語での日本法情報発信の基盤となる語彙・表現について、同じく大陸法系に属する他法域との比較を起点とする「日本法英語表現基盤語関係表」を作成した。この成果は、論文及びデジタルデータとして公表すると共に、さらに実践として、日本法の先端課題（越境的個人データ保護）について、英語論稿を発表するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本法に関する情報を国際的に発信する際して、英米法と不可分に結合している英語を用いるざるをえないことに伴う諸課題に対して、実践的な解を求めたものである。その結果、150語からなる「日本法英語表現基盤語関係表」を策定し、オンラインで広く利用できるようにする準備を進めているところである。

この関係表は、第1版であって収録語彙は決して多くないが、これまでの「日英辞書」「日英法律用語辞書」等とは異なり、非英米法系法域の法情報英語表現の比較を行ったものであり、おそらく他に例をみない。今後、用語・用例・表現を追加することで、広く社会に貢献するものとしたい。

研究成果の概要（英文）：In the context of globalization, disseminating information about Japanese law in English, the global language of communication, has become increasingly important. However, English is deeply integrated with the common law system, and therefore, disseminating information about Japanese law, which is based on the civil law system, in English requires research and innovation that consider the diversity of legal cultures.

In this study, I have created a "Basic Terminology and Expression Chart for Japanese Law in English," starting with a comparison with other civil law jurisdictions. The results will be published both as a paper and as digital data on the Internet by the end of AY2024. In addition, as a practical application, an English article on cutting-edge issues in Japanese law (cross-border data protection) will be published as Chapter 3 of "Privacy and Data Protection Law in Asia" (Bloomsbury Publishing) in December 2024.

研究分野：英米カナダ法と日本法と比較の手法を通じた情報法及び法情報学研究

キーワード：英米法 日本法 大陸法 日本法情報の英語訳 法システム 英語 Japanese law in English

1. 研究開始当初の背景

現在の世界における法秩序は、主権国家や法域（以下「法域等」という。）ごとに異なる法の存在を前提に、具体的な局面に応じて、準拠法や管轄裁判所等の紛争処理機関が選択されることを基本としている。ところが、日本法は日本語によって記述されていることから、日本語話者が少ない日本以外の法域等においては、広く認識あるいは理解されているとは言い難い状況がある。その結果、日本法は、その内容の善し悪しに関わらず、国際取引等の越境的法律関係の準拠法として採用されることが多いとは言えず、また、越境的な法ハーモナイゼーションの局面においても、日本法に対する理解が不十分なまま議論がなされることも少なくない。

そこで、日本法を外国語、とりわけ国際的コミュニケーション言語として最も利用されている英語によって発信し、日本法延いては日本に対する他法域等での理解を得ることが極めて重要である。

ところで、英語という言語は、イギリス法を起点とする英法系諸法域等の法（いわゆる「英米法」、以下同じ。）と結合している。そこで、比較法的に別系列である「大陸法」を基底とする日本法を英語で表現する際には、この点に起因する困難が生じる。そこで、たとえば、法務省の「日本法令外国語訳データベースシステム」（<<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja>>以下「外国語訳 DB」という。）構築等に際しては、この困難性にも一定程度配慮した「標準対訳辞書」の整備も行われてきたが、この辞書は、法令用語以外の法律用語や術語は含んでいないという課題がある。また、「英米法」の文脈を離れた英語での日本法表現の方法論についても、十分な先行研究が存在していないという状況があった。

2. 研究の目的

本研究は、上述の背景や世界における法文化の多様性を踏まえ、日本法のグローバルな法過程における位相を解明し、これを基礎に、国際汎用言語としての英語で法情報を表現・発信する方法を研究し、もって日本法が活用される環境整備に資することを目的とする。この際、日本法が、古くは中国律令法、近代以降はヨーロッパ大陸法及び英米法を重層的に継受し、固有文化と融合発展させてきた高度な混合法の体系であり、法文化の相違が経済摩擦や人権等多くの問題の要因となっている世界（とりわけアジア太平洋地域）において、契約準拠法や法整備モデル等様々な形で活用されうることに着目した国際比較法研究を行うと共に、元来は英米法言語である英語による表現から生じる混乱を回避する方策として、日本法英語表現基盤辞書の構築を手段として用いる。

3. 研究の方法

(1) 英語を母語とせず大陸法を基底法とする日本、ドイツ及び大韓民国の公的機関又は準公的機関の英訳した法令のうち、基本原理や用語の点で共通性が高い法令を対象として、これらを比較検討するための条文整理を行う。具体的には、同一・近接概念や制度を定める各国法文のクロスレファレンスを作成し、表現の精査作業を行う。その後、上記整理に抽出した20程度の事例について、同一あるいは近似した用語・条文・概念の英訳がどのように相違しているかを検討する。

(2) さらに、これらと平行して、日本法を英語で表現・発信するための基盤になると考えられる用語・概念等（以下「基盤語」という。）を150程度選定し、それぞれに対応する英米法の用語・概念との相違点を、要件・効果・手続の各側面に着目し、かつ隣接概念関係を示す手法で、明確にする。

(3) 上記を踏まえて日本法について英語で表現した際に、それがどのように理解されるかについて、英語及び英米法に知見のある者の聴き取り調査やワークショップやシンポジウムを行うて、精度を高めると共に「基盤語」数を拡大する。

(4) 上記を踏まえて、「日本法英語表現基盤辞書データベース」を構築する。

(5) 上記を踏まえて、実際に日本法を英語で発信する論文を執筆し、刊行する。

4. 研究成果

(1) 上記研究の方法(1)に対応する成果について

この点については、民法及び刑法を中心として、比較検討を行った。その結果、大陸法系に固有の法概念の英語訳については、多くの違いがあり、英米法を母法とする法律家にとって多くの混乱が生じていることが明らかとなった。

たとえば、日本民法5条1項本文は「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」と規定するが、外国語訳DBにおいてはこれを“A minor must obtain

the consent of the minor's legal representative to perform a juridical act[.]”と訳出している。これに対して、大韓国民民法5条1項本文もほぼ同様の規定であるところ、韓国制定法の英訳機関である Korean Law Translation Center, Korea Legislation Research Institute のDB (<https://elaw.klri.re.kr/eng_service/main.do>。以下「KLRI-DB」という。)ではこれを“A minor shall obtain the consent of his/her legal representative to perform any juristic act[.]”と訳出する。両法は、法定代理人の同意を得ない未成年者の法律行為は取り消すことができるという法律効果まで同一であるが、英訳上は、2つの点で違いがある。

第1は、上記の法律効果が伴う同意の必要性について、外国語訳DBではmustと用い、KLRI-DBではshallを用いて訳出しているという違いである。これは、法律効果が無効ではなく取り消しうるに留まる場合について、条文上「得なければならない」とされていることに沿ってmustを用いるか、法律効果側に着目して、義務づけの程度が低いshall(法律日本語では、しばしば「〇〇するものとする」と訳出される。)を用いるかで判断に差が生じたものと理解することができる。

第2は、法律行為について、外国語訳DBではjuridical actとし、KLRI-DBではjuristic actとしているという違いである。この点は、両DBが用いる基本辞書上の定義の差であり、世界的にみるといずれの用例もあるほか、他の用例もある複雑な状況が明らかとなった。

たとえば、英語を公用語としつつ大陸法系又は混合法系に属する法域をみると、アメリカ合衆国ルイジアナ州では前者が用いられ、南アフリカでは後者が用いられている。他方で、EUが定めている翻訳用例(<<https://iate.europa.eu/home>>。以下「EU-DB」という。)では、juridical actはドイツ語のRechtsakt及びフランス語のacte juridiqueに対応するとされ、juristic actは用例に含まれない。逆にドイツ語のRechtsgeschäftに対しては、legal act、legal transactionの2つの訳語が割り当てられている。なお、日本においても、過去にはjuristic actが多く用いられており、混用もみられた。例えば、現在の外国語訳DBの前身である『法令用語日英標準対訳辞書(平成25年3月改訂版)』においては、見出し語としての法律行為の訳語としてはjuridical actが選択されているが、他の見出し語の説明に含まれる説明文中ではjuristic actも用いられている。この状況は、ドイツ法由来の「法律行為」という概念が極めて特殊「ドイツ大陸法」型のものであり、英米法にはうまく対応する概念が存在していないことに由来すると考えられる。

(2) 上記研究の方法(2)に対応する成果について

この点については、憲法、民法、刑法、商法を中心として約150の用語を選定し、作業を進めた。具体的には、ある法律用語や概念について、(a)その中核的意味、(b)類似するもの、(c)区別すべきもの、の3点に着目して関係表を作成した。以下では、一例として「契約」を例として述べる。

一般には、契約に対してはcontractという訳語が当てられるが、その理由は、両者の中核的意味に共通性が見られるという点にある。すなわち、両者には、少なくとも2つの当事者間の法的拘束力を有する合意、という中核的意味を見いだすことが可能であり、それが故に訳語として選択され得るのである。ところで、ここでいう合意については、一般的に、英語ではagreementが対応するとされているが、ここで問題となるのが、日本法における契約と合意の関係が、英米法におけるcontractとagreementの関係と一致しないことである。英米法においては、contractが成立するためには、当事者のagreementだけでは足りず、(x)agreementの内容を捺印証書(deed)とするか、(y)considerationという追加的要件を満たすか、のいずれかが必要とされる。これに対して、日本法の下では、両当事者の合意のみで契約が成立する。

換言すれば、契約とcontractの成立要件に着目した場合、両制度は似て非なるものであって、契約の訳語としては、contractではなくagreementの方が誤解を招かず、適切であるとも考えられることになる。この場合、合意の訳語としてはconsentを用いることになる。

ここで問題となるのが、英語表現に伴う英米法的特質や制限を、どのように配慮するかという点である。すなわち、contractであれagreementであれ、これを英米法の用語として用いる限り、実を言えば、どちらを用いたとしても、日本法の契約と完全に一致することはない。そこで、重要なのは、想定される読者にとって、誤解の少ない表現を選択して用いることである。従来、そのための工夫として、しばしば日本語と英語を併記する方法が用いられてきた。たとえば、keiyaku contractといった表記である。この方法は、英米法のcontractとは似て非なる何かを示すマーカーとしてkeiyakuを利用している点で優れているが、その違いが何かについては何も示さないという欠点がある。だとすれば、一般的には法律効果の共通性に着目して単にcontractと訳出し、成立要件の差が重要な争点となる文脈では、そのことを説明する注記を付した上でagreementを用いることが適切であることになる。

ここで必要となるのが、訳語の選択に際して誤解を招くリスクと対応を可視化しておくことである。そこで、本研究では、その可視化の手法として、上記の(a)~(c)に着目した関係図を約150の用語について作成したものである。最終頁の表(表1)は、上記例に係る関係表の一部抜粋である。

(3) 上記研究の方法(3)に対応する成果について

この点については、COVID-19の影響を直接受け、予定していた日本国内に関係者を招聘して

のワークショップやシンポジウムが実施できず、オンラインでの小規模なシンポジウムを実施下に留まり、まとめのシンポジウムの機会を利用した成果公表ができなかった。他方で、COVID-19の影響が多少緩和した2022年及び23年において、研究代表者は英国において聴き取り調査を行い、成果を得た。具体的には、Durham University Law Schoolを訪問し、複数の関係者から、上記(2)で示した基盤語を含む日本法の英語表現を複数示し、理解の容易さ、正確な内容理解の可否についてインタビュー形式で調査を行った。

その結果得られたのは、2つの異なるバイアスが見られるという傾向である。第1に、英米法の専門家の多くは、大陸法と英米法の違いについて基本的な知識を有しているものの、その具体的な内容については理解していないことから、英語で表現された日本法について、英米法の文脈で理解する傾向がみられた。たとえば、juristic actとjuridical actのいずれの方が理解しやすいか、正確な理解を助けるかという点については、同義語として理解できるという回答が多かった。ただし、その内容については、当然ながらイギリス法に従って理解されており、たとえば債務不履行は、債務不履行に基づく契約解除の申し入れとは別に、juristic actであるとの理解が示されることが多かった。

第2は、EUにおける法令翻訳の影響である。イギリスのEU離脱後も、英語は依然としてEU公用語の一つであり、さらには、EUにおける法令翻訳の中核言語である。すなわち、EUでは法令等は24の公用語全てで翻訳提供されるが、この作業は、全ての言語間について1対1で行われているのではなく、まず英語に翻訳がなされ、そこから他の公用語に翻訳がなされる。ここでは、特定の法域等の法律言語(イギリスの離脱後もアイルランドとマルタでは英語が公用語である。)としての英語でなく、「EU英語」(EU English)であって、その用語法はEU自身によって定義されたところから従うものとされており、インターネット上にある上述のEU-DBは、誰でもこれを利用することができる。そこで、英米法以外の法について英語で表現がなされる場合、このEU-DBによる定義や用例に従うという傾向がみられるようになっており、とりわけ日本法が大陸法系に属するとの前提知識を有する人には、その傾向が強く見られた。

以上のことから、この法律分野における「EU英語」の影響は、日本法の英語による発信に際しても考慮すべき重要な要素となりつつあることが理解された。

(4) 上記研究の方法(4)に対応する成果について

この点については、(2)の成果である日本法英語表現基盤語関係表について、検索可能なデータベースとしてローカル・サーバー上に構築した。ただし、2024年6月27日現在、インターネット公開には至っておらず、公開準備中である。これは、公開に際して、国際的な法律データベース提供企業の協力を得て、研究成果を広く社会に還元するべく交渉を行っているためであるが、同交渉が不調であった場合には、研究代表者が管理権限を有するウェブサイト上で2024年度中に公開する。

(5) 上記研究の方法(5)に対応する成果について

この点に関する成果として、研究代表者は、その専攻する実体法領域であるデータ・プライバシー保護について、英語による日本法紹介の論文を執筆した。同論文は、Adrian Mak, Ching Him Ho, and Anselmo Reyes Eds., "Privacy and Data Protection Law in Asia" (Bloomsbury Publishing, 2024)の第3章に収録されている。なお、編集等の都合で同書は刊行が遅れているが、2024年6月27日現在のところ、2024年12月12日に刊行の予定であることが出版社から公表されている(<<https://www.bloomsbury.com/uk/privacy-and-personal-data-protection-law-in-asia-9781509965472/>>)。

(6) その他の成果及びその追加的公表について

上記研究の方法(4)及び(5)に対応する上記研究成果の公表とは別に、研究代表者は、2024年度中に中央大学法科大学院『中央ロー・ジャーナル』に基盤語関係表の構成に係る点を中心とする論文を公表することとしている。

また、この研究を通じて、当初予期していなかった法情報発信におけるEU英語の重要度が明らかとなった。とりわけ、国際コミュニケーション言語としてのEU英語が、英米法言語としての英語とどのような関係にあるかについて、引き続き研究を行うこととする。

表1 日本法英語表現基盤語関係表（一部抜粋）

日本法の用語・概念	中核的要素	中核的要素に着目した訳語	類似・区別すべき語	類似点・区別すべき点（英側）	類似点・区別すべき点（日側）
法律行為	人が法律効果の発生を望む意思に基づきする行為で、その意思に従った法律効果を生じさせるもの	juridical act	juristic act	ルイジアナ州法及びケベック法は juridical act を用いる。南アフリカでは juristic act を用いる。両者は同義語として用い得る。ただし、EU terminology では、juridical act を Rechtssakt(独)及び acte juridique(仏)に対応させ、juristic act を用いない。	準法律行為及び事実行為と区別されるが、日本法令外国語翻訳DBには、対応語は登録されていない。ルイジアナ州法には quasi-juridical act の用例がある。
			legal act	EU terminology では、Rechtssakt 及び Rechtsgeschäft(独)に対応させるが、juridical act の意で用いられる例は稀。	
			legal transaction	EU terminology では、Rechtssakt 及び Rechtsgeschäft(独)に対応させる。juridical act の意で用いられる例がある。	
契約	拘束力を伴う法律関係を生じさせる、少なくとも2当事者間の合意	contract	agreement	contract の要素「合意」。ただし、contract の成立には、加えて deed 又は consideration が必要。	日本法には consideration(「約因」)はない。書面による契約はあるが、deed とは一致しない。
			consent	agreement の要素「承諾」「同意」	
			trust	equity 上の「信託」。Contract は common law 上の制度であり、trust を contract で実現することはできない。	日本法では、信託は契約による。
合意	少なくとも2当事者の意思の合致	agreement	consent	agreement の要素「承諾」「同意」	
			proposal	agreement の要素「申込み」「提案」	

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤信行	4. 巻 21-4
2. 論文標題 日本法の英語による情報発信基盤としての比較表現研究	5. 発行年 2025年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件／うち国際学会 1件）

1. 発表者名 佐藤信行
2. 発表標題 Data Governance's Current State and Legal Issues in Japan
3. 学会等名 2021 International Academic Conference: Data Governance's Current State and Legal Issues (October 21, 2021. Hosted by Inha Univ., East China Univ. of Political Science and Law, and Chuo University) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Adrian Mak (Anthology Editor), Ching Him Ho (Anthology Editor), Anselmo Reyes (Anthology Editor), Nobuyuki Sato (contributor, Chapter 3)	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Bloomsbury Publishing	5. 総ページ数 544
3. 書名 Privacy and Personal Data Protection Law in Asia	

〔産業財産権〕

〔その他〕

比較の視点からする法研究と英語 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20180628.html アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究の中間成果報告 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20200319.php 立ち後れる「日本法」の英語発信、的確な表現で他国との相互理解を https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/k0508/ 比較の視点からする法研究と英語 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20180628.html アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究の中間成果報告 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20200319.php 立ち後れる「日本法」の英語発信、的確な表現で他国との相互理解を https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/k0508/ Chuo Online研究「比較の視点からする法研究と英語」 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20180628.html 日本法の英語表現 立ち後れる「日本法」の英語発信、的確な表現で他国との相互理解を https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/k0508/ Chuo Online研究「比較の視点からする法研究と英語」 https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20180628.html

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊藤 壽英 (ITO HISAEI) (90193507)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 The 4th Online International Seminar of JIIART (Japan Institute for International Arbitration Research and Training)	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 The 3rd Online International Seminar of JIIART (Japan Institute for International Arbitration Research and Training)	開催年 2021年～2021年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
韓国	Kyunhee University Law School		